

建設工事入札参加業者 各位

藤枝市長 北村 正平
(担当：契約検査課)

藤枝市建設工事労務費ダンピング調査の実施について

日頃から、本市の入札契約事務に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、建設従事者の適正な処遇確保及び建設産業の担い手確保を図るため、「藤枝市建設工事労務費ダンピング調査実施マニュアル」を策定し、令和8年10月1日以降に入札手続を開始する建設工事から、労務費ダンピング調査を実施します。

本調査は、入札時に提出される工事費内訳書の内容を確認し、労務費等へのしわ寄せの有無を把握するために行うものです。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、下請負人及び技能労働者へのしわ寄せが生じることのないよう、労務費等を適切に見込んだ入札金額の積算、工事費内訳書の作成及び本調査への対応に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 対象工事

令和8年10月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。

(※随意契約により発注する工事は除く)

2 工事費内訳書の記載事項

工事費内訳書には、直接工事費等の内訳に加え、工事費のうち、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を記載してください。

(※記載がない場合は無効となります)

3 調査の実施

落札候補者が提出した工事費内訳書に記載された直接工事費が、本市の定める一定水準を下回る場合、当該落札候補者に対し、当該直接工事費で入札した理由を記載した理由書の提出を求めます。理由書の確認が完了するまでの間、当該落札候補者について落札決定は行いません。

4 理由書の提出等

理由書の提出を求められた場合は、指定された期限までに提出してください。正当な理由なく指定期限までに理由書を提出しない場合は、入札条件に違反したものとして、当該入札を無効とし、落札者としません。

5 調査結果の取扱い

提出された理由書は、個々の状況を踏まえ、総合的に確認します。合理的な理由が確認できない場合は、要請書の発出及び国土交通省中部地方整備局(建設Gメン)への情報提供を行います。

なお、労務費ダンピング調査の結果のみをもって、落札者としません。

藤枝市 総務部 契約検査課 契約係
電 話:054-643-3249
メール:keiyakukensa@city.fujieda.shizuoka.jp